

第23回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年12月21日（木曜日）
午前10時

開催場所

大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
当社本店東館1階 大会議室

決議事項

議 案 剰余金の処分の件

議決権行使期限

2023年12月20日（水曜日）
午後5時30分まで



株式会社レオクラン

証券コード：7681

(証券コード 7681)
2023年12月6日
(電子提供措置の開始日 2023年11月29日)

株 主 各 位

大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
株式会社 レオクラン
代表取締役社長 杉 田 昭 吾

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.leoclan.co.jp/ir/meeting/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

尚、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月20日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
当社本店東館1階 大会議室
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第23期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会会場にご来場される株主様と、ご来場が難しい株主様の公平性を勘案し、本株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議 案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、経営基盤の充実・強化を図るとともに、積極的な事業展開を推進し、業績の向上に努めていく所存であります。また、配当につきましても、業績の変化を反映させつつ、株主の皆様に対して継続的な利益配当の実施を基本に、将来の事業展開に備えるための内部留保の充実、業績の進展への見通し等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

この方針のもとに、第23期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 50円

総額 98,036,050円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2023年12月22日

以 上

第23期事業報告

(2022年10月1日から2023年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行するなど、社会経済活動は段階的に回復してきているものの、一方で、ロシア・ウクライナ情勢、円安進行の長期化等によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、それに伴う更なる物価上昇など、先行きが不透明な状況にあります。

当社グループが属する医療業界は、増加し続ける医療費を背景に医療制度改革が実施されており、効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築が求められておりますが、医療機関は人手不足が常態化していることに加え、物価高騰の影響等により厳しい経営環境が続いています。

このような状況の中、当社グループの主要事業であるメディカルトータルソリューション事業におきましては、医療機関の課題を解決すべく、これまでに培ってきた経験と情報網を活かし、医療機関等の新築・移転、再編・統合等に伴う医療機器の一括販売、大型医療機器を中心とした医療機器及び医療情報システム(電子カルテ等)等の販売活動を全国で展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は26,632,145千円(前期比 10.5%減)、営業利益は440,298千円(同 32.4%減)、経常利益は431,662千円(同 39.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は271,306千円(同37.9%減)となりました。

セグメントごとの業績につきましては、次のとおりであります。

(単位：千円)

セグメント	売上高	前期比
メディカルトータルソリューション事業	25,502,957	88.9%
遠隔画像診断サービス事業	724,721	107.1%
給食事業	404,467	100.5%
計	26,632,145	89.5%

① メディカルトータルソリューション事業

当事業における医療施設の新築・移転、再編・統合等に伴う医療機器の一括販売の売上高は、次のとおりであります。

(単位：件、百万円)

	2022年9月期		2023年9月期		2024年9月期(予想)	
	件数	売上高	件数	売上高	件数	売上高
20億円以上の案件	3	9,877	1	2,296	1	3,087
10億円以上 20億円未満の案件	3	3,995	3	3,594	—	—
10億円未満の案件	6	2,180	13	3,984	12	2,782
計	12	16,054	17	9,874	13	5,869

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による事業への大きな影響はなく、各案件の進捗は概ね想定どおりに推移いたしました。前期は戦略的に受注した案件を含め、20億円以上の案件を複数計上しておりましたが、これに対し、当期は20億円以上の案件は1件に留まったことが影響して減収となり、その影響で売上総利益も減少しました。また、対面営業が増加したこともあり、販売費及び一般管理費については前期と同水準で推移したため、営業利益は前期に比べて減少いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は25,502,957千円（前期比 11.1%減）、営業利益は371,221千円（同 35.4%減）となりました。

② 遠隔画像診断サービス事業

質の高い遠隔画像診断サービスの提供、放射線診断専門医の安定的確保と専門性の高いノウハウを武器に、導入医療機関及び取扱件数の増加を図り、安定した営業基盤を維持しております。読影診断数の増加により、前期に比べて増収となり堅調に推移した一方で、専門医への委託費の単価アップに伴うコストの増加に加え、設備投資に伴う減価償却費の増加などで、営業利益は前期に比べて減少いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は724,721千円（前期比 7.1%増）、営業利益は55,631千円(同 16.8%減)となりました。

③ 給食事業

新規受託施設の獲得及び既存受託施設への販売強化に注力した結果、売上高は前期に比べて増加し、また材料費などの上昇はありましたが、価格の見直しなど収益性の改善に取り組んだ結果、営業利益も増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は404,467千円（前期比 0.5%増）、営業利益は10,992千円（同 60.0%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は80,540千円であります。その主なものは、遠隔画像診断サービス事業における医療用画像管理システムの情報機器類に係る更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①人材の確保

当社グループは、コンサルティング活動をベースとした医療機器専門商社であるため、優秀な人材を継続的に確保し、育成していくことが不可欠です。新卒定期採用を中心に、中途採用も含めて、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、遠隔画像診断サービス事業及び給食事業におきましても、有資格者の人員確保、能力の向上と開発に取り組んでまいります。

②社員教育及び社員の能力向上

顧客へのコンサルティング活動は、医療に関する専門知識はもちろんのこと、IT技術支援等、当社の機能を十分に発揮し、ベストな解決策を提供することが期待されております。そのため、それぞれの専門家を育成するとともに、ワンストップで対応できるプロジェクトマネージャーの育成等、OJTを中心に実践的な経験を数多く積ませることに加え、各種研修・セミナーへの参加推奨など、社員教育に注力してまいります。

③コンサルティング営業の強化

医療機関の新築・移転、再編・統合等に伴う医療機器の一括販売案件のコンサルティングを受注するためには、顧客からの情報収集とともに、営業プレゼンテーションを早期の段階で実施する必要があります。今後も、これらのコンサルティング営業の強化に注力し、案件を計画的かつ長期にわたって管理することによりコンサルティング活動の精度を高め、より顧客のニーズに応えられる体制を構築して、受注に繋げてまいります。

④コーポレート・ガバナンス体制の強化と内部管理体制の強化

「企業リスク管理」の観点よりコンプライアンス体制の確立を目指し、社内管理体制の充実と社員教育を徹底してまいります。当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社連結子会社の取引態様に即した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

⑤グループ経営の事業基盤、機能強化

現在当社グループには連結子会社が5社あります（㈱医療開発研究所、㈱レオクラン東海、㈱L & Gシステム、京都プロメド㈱、㈱ゲイト）。各子会社はそれぞれ医療機関、介護・福祉施設等向けに各種サービスを提供しております。今後子会社各社が独自性を活かしつつも、グループ会社間のシナジー効果を十分に発揮して、それぞれの会社の存在価値を高めていく必要があると考えております。その結果、それぞれの会社が連結決算に貢献し、連結ベースの各種指標の改善に寄与していけるよう、事業基盤、機能を強化してまいります。

⑥新規事業の開発

既存事業の業容拡大に加えて、これまでに培ったノウハウと経験を活かして新規事業の創出に取り組み、新たな市場を開拓することで強固な経営基盤を構築してまいります。

以上を対処すべき課題とし、グループ全体で企業価値の向上に取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2020年9月期)	第21期 (2021年9月期)	第22期 (2022年9月期)	第23期 (当連結会計年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	21,996,890	26,347,156	29,767,431	26,632,145
経 常 利 益 (千円)	207,244	595,939	709,660	431,662
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	120,839	390,983	437,051	271,306
1株当たり当期純利益 (円)	62.51	199.92	222.90	138.37
総 資 産 (千円)	13,414,303	12,964,840	13,468,183	14,693,938
純 資 産 (千円)	4,817,569	5,159,691	5,537,971	5,724,103
1株当たり純資産額 (円)	2,408.78	2,567.33	2,746.25	2,839.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第22期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第22期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第20期 (2020年9月期)	第21期 (2021年9月期)	第22期 (2022年9月期)	第23期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高 (千円)	19,700,410	23,401,728	27,343,026	23,950,342
経 常 利 益 (千円)	234,304	434,782	447,944	361,533
当 期 純 利 益 (千円)	194,440	296,504	293,566	268,823
1株当たり当期純利益 (円)	100.58	151.61	149.72	137.10
総 資 産 (千円)	12,667,726	11,771,411	12,268,863	13,668,108
純 資 産 (千円)	4,581,719	4,813,539	5,020,852	5,200,243
1株当たり純資産額 (円)	2,344.40	2,454.98	2,560.72	2,652.21

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第22期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第22期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社医療開発研究所	20,000	100.0	医療機関向けコンサルティング
株式会社レオクラン東海	20,000	100.0	医療機器、医療設備及び医療情報システム等の販売
株式会社L & Gシステム	30,000	100.0	医療機器、医療設備及び医療情報システム等の販売
京都プロメド株式会社	71,000	52.1	遠隔画像診断サービス
株式会社ゲイト	10,000	100.0	介護・福祉施設向け給食サービス

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成されており、新築・移転時の医療機関や福祉施設等に対して、企画段階から開設に至るまでの総合的なコンサルティングを行い、医療機器・医療設備・医療情報システム等を販売する「メディカルトータルソリューション事業」、医療機関で撮影されたCTやMRI等の医用画像を遠隔で診断し、情報提供するサービスを行う「遠隔画像診断サービス事業」及び介護・福祉施設向け給食サービスを行う「給食事業」を営んでおります。

(8) 主要な営業所

①当社

名 称	所在地
本 社	大阪府摂津市
東 京 事 務 所	東京都港区
物 流 セ ン タ ー	大阪府摂津市

②子会社

子 会 社 名	所在地
株式会社医療開発研究所	東京都港区
株式会社レオクラン東海	岐阜県岐阜市
株式会社L & Gシステム	大阪府摂津市
京都プロメド株式会社	京都府京都市
株式会社ゲイト	大阪府摂津市

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
176 (62) 名	1名増 (増減なし)

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

②当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
137 (10) 名	3名増 (増減なし)	37.6 歳	7.5 年

(注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,960,800株
 (自己株式79株を含む)
 (3) 株主数 721名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 A & M	665,000	33.92
光 通 信 株 式 会 社	147,800	7.54
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	126,000	6.43
レ オ ク ラ ン 従 業 員 持 株 会	76,800	3.92
大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	66,000	3.37
杉 田 昭 吾	55,600	2.84
八 上 重 明	28,000	1.43
山 森 正 雄	28,000	1.43
吉 川 謹 司	24,000	1.22
古 川 國 久	24,000	1.22
上 古 殿 吉 郎	24,000	1.22
医 療 法 人 藤 井 会	24,000	1.22
フ ァ ス キ ア ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	24,000	1.22
株 式 会 社 東 洋 美 装	24,000	1.22
株 式 会 社 ユ ニ テ ィ 建 築 企 画	24,000	1.22
セ ン ト ラ ル メ デ ィ カ ル 株 式 会 社	24,000	1.22
和 田 公 良	24,000	1.22
株 式 会 社 ウ ィ ン ・ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	24,000	1.22

(注) 持株比率は、自己株式(79株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2015年8月25日開催の株主総会決議による第3回新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない。
- ②新株予約権の行使価格 1個につき200,000円
- ③新株予約権の行使条件
 - イ. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要す。但し、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④新株予約権の行使期間 2017年8月28日から2025年8月22日
- ⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	20個	普通株式 4,000株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 田 昭 吾	京都プロメド株式会社取締役
取 締 役	竹 内 興 次	営業本部長 株式会社レオクラン東海取締役
取 締 役	筒 井 照 己	管理本部長 株式会社レオクラン東海取締役 株式会社L & Gシステム取締役 京都プロメド株式会社取締役
取 締 役	廣 川 隆	システムプロダクト販売部管掌 株式会社L & Gシステム取締役 京都プロメド株式会社取締役
取 締 役	尾 崎 健 治	—
取 締 役	小笠原 士 郎	御堂筋税理士法人社員ファウンダー 株式会社組織デザイン研究所取締役相談役
常 勤 監 査 役	太 田 尚 志	株式会社医療開発研究所監査役 株式会社レオクラン東海監査役 株式会社L & Gシステム監査役 京都プロメド株式会社監査役 株式会社ゲイト監査役
監 査 役	松 本 淳 一	—
監 査 役	西 村 猛	西村公認会計士事務所所長 監査法人京立志代表社員 株式会社オーケーエム社外取締役(監査等委員) 湖北工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役尾崎健治氏及び小笠原士郎氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役太田尚志氏、松本淳一氏及び西村猛氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役西村猛氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役八上重明氏、山田寿夫氏及び監査役中野正和氏は、2022年12月22日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 2023年10月1日付取締役の地位・担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後
竹内 興次	取締役 営業本部長	常務取締役 営業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を補填することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役並びに子会社の役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社における取締役及び監査役の報酬等の決定は、経営成績や企業価値の向上に意欲を有する優秀な人材を確保できる適正な水準とすることを取締役会において定めています。

取締役の基本報酬（固定報酬及び賞与）については、取締役会により、代表取締役社長杉田昭吾に一任する旨を決議しており、代表取締役社長杉田昭吾が各取締役の役割、貢献度、業績等を総合的に勘案して決定しております。尚、賞与の決定につきましては、期初予算として定めた各段階利益の達成状況により、各事業年度の財務諸表の作成過程において、業績が概ね確定した段階で、その業績に基づき役員賞与の総額を決定しております。

監査役については、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分掌等を勘案し、監査役の協議により各監査役の報酬を決定いたします。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記のとおり代表取締役社長杉田昭吾が各取締役の役割、貢献度、業績等を総合的に勘案して決定しており、従前の支給実績に照らし問題ない内容であることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年10月18日であり、取締役の報酬額を年額240,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とすることを決議されております。尚、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役1名）であります。

また、当社の監査役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2018年10月18日であり、監査役の報酬額を年額36,000千円以内とすることを決議されております。尚、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長杉田昭吾が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役社長にこれらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰し総合的に報酬額を決定できると判断したためです。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(人)
		基本報酬	退職慰労金	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	111,987 (6,000)	95,124 (6,000)	16,862 (一)	8 (2)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	16,179 (16,179)	15,274 (15,274)	904 (904)	4 (4)
合 計	128,167	110,399	17,767	12

(注) 上表には、2022年12月22日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名への支払いを含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	尾崎健治	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。 医療機器業界において経営者として豊富な経験を有しており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を適宜行っております。
取締役	小笠原士郎	当事業年度において、就任後に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。 長年にわたる税理士としての財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と幅広い経験等を有しており、また税理士法人、会社での代表としての経験を通じた企業経営に関する幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の適正性を確保するための意見、助言を適宜行っております。
監査役	太田尚志	当事業年度において、就任後に開催された取締役会10回及び監査役会10回すべてに出席いたしました。 長年にわたり管理部門を中心として、業界での幅広く豊富な経験に基づく高い見識を有しており、その優れた専門的な知識・経験等をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	松本淳一	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回すべてに出席いたしました。 長年の企業経営実務経験で培われた優れた専門的な知識・経験等をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	西村猛	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会13回すべてに出席いたしました。 長年にわたる公認会計士としての財務及び会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験等を有しており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定概要は以下のとおりとなっております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が社会人・企業人として求められる倫理観・道徳観に基づき誠実に行動し、企業倫理・法令及び定款遵守を徹底するため、コンプライアンス担当役員を置く。
- ロ. 「コンプライアンス規程」を定め、体制の構築・整備を行っていく。
- ハ. 取締役及び使用人は、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて職務執行にあたり、研修・教育等を通じコンプライアンスの知識を高め、啓蒙活動を行っていく。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につき、文書の作成・保存期間他その他の管理体制については法令及び「文書管理規程」等の社内規程によって管理し、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 職務執行にかかるリスクは、「リスク管理規程」、「内部監査規程」等の社内規程によって管理し、各部門の権限内でリスク分析・対応策の検討を行う。特に重要な案件や担当部門の権限を越えるものについては、取締役会で審議し意思決定を行う。
- ロ. 代表取締役社長直属部署である監査室は、リスク管理状況を定期的に監査するとともに、法令・定款等に違反する業務執行行為が発見され、重大なリスクが想定される場合には、直ちに社長に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会を月1回開催し、また、必要に応じて、臨時取締役会を開催し、迅速で的確な経営意思決定を行う。
- ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われるために必要である適正な職務分掌は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において整備する。

- ⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社に対して適切な管理を行うことを「関係会社管理規程」にて定める。
 - ロ. 当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行状況を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行状況は、当社の取締役会において定期的に報告される。
 - ニ. 当社監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑦前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- 監査役より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた監査役スタッフは、独立性を確保するため、その要請に関し、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、その他重要な事実が発生した場合、監査役に対して速やかに報告する。また、監査役は必要な都度、取締役及び使用人に対し、報告を求める。
 - ロ. 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。
- ⑨監査役の職務の執行について生じる費用等に関する事項
- 監査役がその職務の執行について必要な費用の支出等については、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理をする。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備及び監査上の重要な課題について意見交換することで、監査役監査の実効性を確保する体制を整備するとともに、内部監査部門と定期的な情報交換を行い緊密な連携を図る。
- ロ. 監査役または監査役会は、取締役から当社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。
- ハ. 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
- ロ. 取締役は、財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ. 代表取締役社長は、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

⑫反社会的勢力を排除するための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な企業活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらない。万が一、反社会的勢力からの接触があった場合は、管理本部長が総括し、全社的に対応し、必要に応じて顧問弁護士、警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置をとる。また、使用人に対しても社内研修等を開催し、反社会的勢力に関わりを持たない意識の向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度中における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

定例取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行う等、職務の執行が法令及び定款に適合するよう努めております。

②監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、月1回の定例監査役会に加えて必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互による意見交換等を行っております。また、監査役は、取締役会を含む重要会議への出席や代表取締役社長、会計監査人及び監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監督しております。

③コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の徹底を図るべく研修を定期的を実施することとし、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、ハラスメント等について研修を実施しております。また、内部通報規程により、当社顧問弁護士とのホットラインを開設し、全従業員に周知することで、コンプライアンスの実効性確保・向上に努めております。

④リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、事業の遂行に関する事項についてリスクとなるものの特定と評価を行うため、リスク管理委員会において報告並びに検討を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示し、比率等については、表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,508,358	流動負債	8,092,121
現金及び預金	5,537,421	買掛金	7,620,446
受取手形、売掛金及び契約資産	7,796,838	未払法人税等	19,670
商品及び製品	19,920	契約負債	54,257
原材料及び貯蔵品	1,986	賞与引当金	105,919
前渡金	55,446	役員賞与引当金	10,000
その他	98,524	その他	281,825
貸倒引当金	△1,779	固定負債	877,714
固定資産	1,185,580	退職給付に係る負債	348,668
有形固定資産	347,310	役員退職慰労引当金	440,180
建物及び構築物	283,585	その他	88,865
その他	63,725	負債合計	8,969,835
無形固定資産	82,540	(純資産の部)	
その他	82,540	株主資本	5,453,998
投資その他の資産	755,729	資本金	539,369
投資有価証券	241,016	資本剰余金	498,944
繰延税金資産	151,930	利益剰余金	4,415,850
その他	362,782	自己株式	△166
		その他の包括利益累計額	112,497
		その他有価証券評価差額金	112,497
		非支配株主持分	157,607
		純資産合計	5,724,103
資産合計	14,693,938	負債・純資産合計	14,693,938

連結損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	26,632,145
売上原価	23,813,730
売上総利益	2,818,415
販売費及び一般管理費	2,378,116
営業利益	440,298
営業外収益	
受取利息	100
受取配当金	4,175
助成金収入	2,933
投資有価証券償還益	1,089
その他	2,430
	10,729
営業外費用	
支払利息	840
支払保証料	451
コミットメントフィー	645
シンジケートローン手数料	17,000
その他	427
	19,364
経常利益	431,662
税金等調整前当期純利益	431,662
法人税、住民税及び事業税	103,302
法人税等調整額	42,597
当期純利益	285,763
非支配株主に帰属する当期純利益	14,456
親会社株主に帰属する当期純利益	271,306

連結株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	539,369	498,944	4,242,579	△166	5,280,727
当期変動額					
剰余金の配当			△98,036		△98,036
親会社株主に帰属する 当期純利益			271,306		271,306
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	173,270	－	173,270
当期末残高	539,369	498,944	4,415,850	△166	5,453,998

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	103,893	103,893	153,351	5,537,971
当期変動額				
剰余金の配当				△98,036
親会社株主に帰属する 当期純利益				271,306
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	8,604	8,604	4,256	12,860
当期変動額合計	8,604	8,604	4,256	186,131
当期末残高	112,497	112,497	157,607	5,724,103

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、いずれも千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	5社	
連結子会社の名称	(株)医療開発研究所	(株)レオクラン東海
	(株)L&Gシステム	京都プロメド(株)
	(株)ゲイト	

(2) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

b. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法を採用しております。
但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
尚、主な耐用年数は下記のとおりであります。
建物及び構築物 3～39年
- b. 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法を採用しております。
尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (主に5年) に基づいております。
- c. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- c. 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- d. 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. メディカルトータルソリューション事業

i. 医療機器等の販売

医療機器、医療設備、医療情報システム及び医療消耗品の受注販売を行っております。顧客による商品の検収により、当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。出荷時から顧客による検収までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

ii. 保守・メンテナンスサービス

販売した医療機器の保守、メンテナンスサービスを提供しております。保守・メンテナンスサービスについては、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っており、主として期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

iii. コンサルティング

医療機器の選定等のコンサルティングサービスを提供しております。成果物の作成等を履行義務とするものについては、所定の成果物を納入し顧客に検収された時点で履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。継続的な業務の提供を履行義務とするものについては、顧客は業務の進捗に応じて便益を享受するため、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

b. 遠隔画像診断サービス事業

遠隔画像診断サービス事業では、顧客である医療機関で撮影されたMRI、CT等の画像データを遠隔で放射線診断専門医が診断し、情報を提供するサービスを行っております。画像診断レポートを顧客に提供した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

c. 給食事業

給食事業では、介護・福祉施設等への普通食、療養食などの食事を提供する給食サービスを行っております。各施設で必要となる食事を納品または配膳することが履行義務であり、顧客に納品または配膳が完了した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。尚、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」(前連結会計年度2,002千円)は、金額の重要性が増したため、独立掲記しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「保険解約返戻金」(前連結会計年度54,000千円)は、金額の重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて記載しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保に供している資産	建物及び構築物	12,993千円
------------	---------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額		744,858千円
--------------------	--	-----------

(3) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。尚、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

受取手形	18,869千円
電子記録債権	501千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,960,800	－	－	1,960,800

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	79	－	－	79

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年12月22日 定時株主総会	普通株式	98,036	50	2022年 9月30日	2022年 12月23日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年12月21日開催の定時株主総会において、次の議案を提案する予定であります。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	98,036	50	2023年 9月30日	2023年 12月22日

(4) 当連結会計年度末の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数 普通株式 19,800株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、業績計画や設備投資計画に基づき必要な資金を銀行借入や社債発行により調達する方針であります。資金運用については、安全性を最優先とする短期運用を中心とし、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また投資有価証券は、主に投資信託や業務上の関係を有する取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権である受取手形及び売掛金について、当社の与信管理規程に従い、顧客ごとの与信設定を行うとともに、取引先ごとに期日及び残高を管理する体制としております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

b. 市場リスクの管理

当社が保有する投資有価証券については、主に投資信託や業務上の関係を有する取引先の株式であり、定期的の時価を取締役に報告するとともに、発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち、特定の大口顧客に対するものはありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	241,016	241,016	—
資産計	241,016	241,016	—

（注）「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	127,260	—	—	127,260
投資信託	—	113,756	—	113,756
資産計	127,260	113,756	—	241,016

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

また投資信託は、市場における取引価格が存在せず、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	メディカル トータルソリュー ション事業	遠隔画像診断 サービス事業	給食事業	
医療機器等	22,843,318	—	—	22,843,318
保守・コンサル	2,640,377	—	—	2,640,377
遠隔画像診断	—	724,721	—	724,721
給食	—	—	404,467	404,467
顧客との契約から生じる収益	25,483,696	724,721	404,467	26,612,884
その他の収益	19,260	—	—	19,260
外部顧客への売上高	25,502,957	724,721	404,467	26,632,145

(注) その他の収益には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
受取手形	55,210
売掛金	4,137,800
	4,193,010
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
受取手形	45,048
売掛金	7,623,264
	7,668,313
契約資産 (期首残高)	167,403
契約資産 (期末残高)	128,524
契約負債 (期首残高)	2,306,527
契約負債 (期末残高)	54,257

契約資産は、主に医療機関との保守契約において、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益の対価に対する権利であります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該保守契約に関する対価は、履行義務の充足に従い、概ね2ヶ月以内に受領しております。

契約負債は、顧客から受け取った前受金に関するもので、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,086,742千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が減少した主な理由は収益の認識による前受金の減少によるものです。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は医療機関に対する保守、メンテナンスサービスに関するものであります。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	107,317
1年超	164,553
合計	271,871

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,839円00銭
- (2) 1株当たり当期純利益 138円37銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,350,456	流動負債	7,712,347
現金及び預金	4,706,541	買掛金	7,388,239
受取手形	45,048	未払金	87,217
売掛金及び契約資産	7,402,025	未払費用	79,911
商品	14,035	未払法人税等	5,930
貯蔵品	601	契約負債	41,182
関係会社短期貸付金	56,500	前受賃貸料	3,339
前渡金	52,222	預り金	20,771
前払費用	38,823	賞与引当金	85,755
その他	35,956	固定負債	755,516
貸倒引当金	△1,297	退職給付引当金	348,668
固定資産	1,317,652	役員退職慰労引当金	322,880
有形固定資産	279,169	資産除去債務	54,736
建物	256,526	その他	29,231
構築物	3,545	負債合計	8,467,864
工具、器具及び備品	19,096	(純資産の部)	
無形固定資産	62,484	株主資本	5,087,746
ソフトウェア	61,919	資本金	539,369
その他	565	資本剰余金	497,641
投資その他の資産	975,998	資本準備金	441,369
投資有価証券	241,016	その他資本剰余金	56,272
関係会社株式	204,619	利益剰余金	4,050,901
出資金	10	利益準備金	24,500
関係会社長期貸付金	145,000	その他利益剰余金	4,026,401
長期前払費用	7,485	別途積立金	2,100,000
繰延税金資産	140,740	繰越利益剰余金	1,926,401
その他	237,126	自己株式	△166
		評価・換算差額等	112,497
		その他有価証券評価差額金	112,497
		純資産合計	5,200,243
資産合計	13,668,108	負債・純資産合計	13,668,108

損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,950,342
売上原価	21,643,917
売上総利益	2,306,425
販売費及び一般管理費	1,989,005
営業利益	317,419
営業外収益	
受取利息	562
受取配当金	51,155
不動産賃貸収入	18,948
その他	8,933
営業外収益	79,600
営業外費用	
社債利息	840
支払保証料	451
不動産賃貸原価	16,121
シンジケートローン手数料	17,000
その他	1,072
営業外費用	35,486
経常利益	361,533
税引前当期純利益	361,533
法人税、住民税及び事業税	57,297
法人税等調整額	35,412
当期純利益	268,823

株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	539,369	441,369	56,272	497,641
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	539,369	441,369	56,272	497,641

	株 主 資 本					株主資本合計
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	
		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	24,500	2,100,000	1,755,614	3,880,114	△166	4,916,959
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△98,036	△98,036		△98,036
当期純利益			268,823	268,823		268,823
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	－	－	170,787	170,787	－	170,787
当期末残高	24,500	2,100,000	1,926,401	4,050,901	△166	5,087,746

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	103,893	103,893	5,020,852
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△98,036
当期純利益			268,823
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	8,604	8,604	8,604
事業年度中の変動額合計	8,604	8,604	179,391
当期末残高	112,497	112,497	5,200,243

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、いずれも千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法

以外のもの (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

尚、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～31年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

尚、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (主に5年) に基づいております。

③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- ④退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①医療機器等の販売

医療機器、医療設備、医療情報システム及び医療消耗品の受注販売を行っております。顧客による商品の検収により、当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、通常は商品が顧客に検収された時点で収益を認識しております。出荷時から顧客による検収までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

②保守・メンテナンスサービス

販売した医療機器の保守、メンテナンスサービスを提供しております。保守・メンテナンスサービスについては、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っており、主として期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③コンサルティング

医療機器の選定等のコンサルティングサービスを提供しております。成果物の作成等を履行義務とするものについては、所定の成果物を納入し顧客に検収された時点で履行義務を充足したと判断し、同時点で収益を認識しております。継続的な業務の提供を履行義務とするものについては、顧客は業務の進捗に応じて便益を享受するため、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。尚、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
担保に供している資産 建物 12,993千円
- (2) 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額 584,146千円
- (3) 保証債務
下記会社の取引先からの仕入債務に対し、保証を行っております。
(株)L&Gシステム 仕入債務 737千円
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示されたものを除く）
短期金銭債権 4,001千円
短期金銭債務 10,006千円
- (5) 期末日満期手形等
期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
尚、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれて
おります。
受取手形 18,869千円
電子記録債権 501千円

5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高 56,484千円
仕入高 5,430千円
営業取引以外の取引による取引高 69,409千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	79	-	-	79

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認等でありま
す。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
(株)ゲイト	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	—	関係会社 長期貸付金	145,000

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のと
おりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,652円21銭
1株当たり当期純利益	137円10銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月9日

株式会社レオクラン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レオクランの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レオクラン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年11月9日

株式会社レオクラン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 信 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レオクランの2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月10日

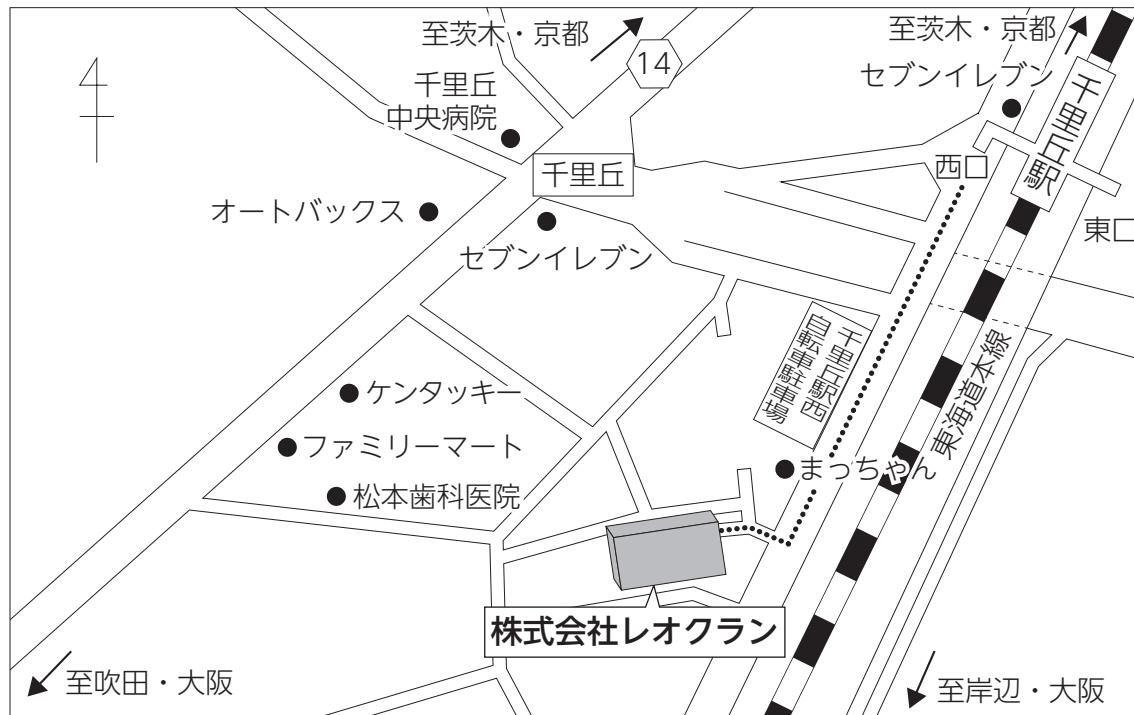
株式会社レオクラン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	太田尚志	Ⓔ
社外監査役	松本淳一	Ⓔ
社外監査役	西村猛	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
当社本店東館1階 大会議室
TEL 06-6387-1554



交通のご案内

- 東海道本線「千里丘駅」西口より徒歩3分
- 駐車台数に限りがあるためお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。